

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく
長崎県建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領

平成29年4月1日 制定

令和3年4月1日 改正

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この要領は、長崎県知事及び各振興局長（以下「知事等」という。）が法第三章第一節及び第二節に規定する所管行政庁として行う法の施行に関して適用する。

(建築物エネルギー消費性能適合性判定)

第3条 法第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする者は、省令第1条1項に規定する様式第1による計画書の正本及び副本各1通に、同項に定める図書を添えて知事等に提出するものとする。

(特定建築物に係る命令)

第4条 法第14条の規定による建築主に対する基準適合命令は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定による特定建築物に係る命令書」（別記第1号様式）により行う。

(住宅部分に係る指示)

第5条 法第16条の規定による提出者に対する指示は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定による住宅部分に係る指示書」（別記第2号様式）により行う。

(住宅部分に係る命令)

第6条 法第16条第2項の規定による提出者に対する命令は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定による住宅部分に係る命令書」（別記第3号様式）により行う。

(特定建築物の報告の徴収)

第7条 法第17条第1項の規定による報告の徴収は、知事等が必要と認めるときに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定による特定建築物に関する報告を求める旨の通知書」（別記第4号様式）により行う。

2 建築主等は、前項により知事等から報告を求められた場合、「特定建築物状況報告書」（別記第5号様式）正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

(軽微な変更説明書)

第8条 建築主は、建築基準法第7条第4項又は第7条の2第1項による建築主事の完了検査を申請する際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更(省令第3条の規定による軽微な変更に限る。)があった場合は、完了検査申請書の第三面の別紙として「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」(別記第6号様式)及び当該変更に係る図書を添付するものとする。

(軽微変更該当証明書)

第9条 前条の建築主事の完了検査を申請しようとする者で、規則第11条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を知事等に求める者は、知事等に「軽微変更該当証明申請書」(別記第7号様式)を提出し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」(別記第8号様式)の交付を受けることができる。

(省エネ基準工事監理報告書)

第10条 建築主は、第8条の建築主事の完了検査を申請しようとする際、完了検査申請書に工事監理者の氏名の記載がある「省エネ基準工事監理報告書」(別記第9号様式)を添付するものとする。

(建築物の建築に関する届出)

第11条 法第19条第1項前段の規定により届出をしようとする者は、省令第12条1項に規定する様式第22による届出書の正本及び副本各1通に、同項に定める図書を添えて知事等に提出するものとする。

(届出に係る指示)

第12条 法第19条第2項の規定による建築主に対する指示は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定による届出に係る指示書」(別記第10号様式)により行う。

(届出に係る命令)

第13条 法第19条第3項の規定による建築主に対する命令は、知事等が必要と認めるときに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定による届出に係る命令書」(別記第11号様式)により行う。

(届出に係る報告の徴収)

第14条 法第21条第1項の規定による報告の徴収は、知事等が必要と認めるときに、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第1項の規定による届出に関する報告を求める旨の通知書」(別記第12号様式)により行う。

2 建築主等は、前項により知事等から報告を求められた場合、「届出建築物状況報告書」(別記第13号様式)正本及び副本各1通を知事等に提出するものとする。

(届出事務の合理化)

第15条 建築物の届出において、次の各号のいずれかの書類の交付を受けている建築物に関して、

当該書類を届出に係る図書に添付した場合は、施行規則第12条第1項及び第3-4項に基づき、建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表（昇降機にあっては仕様書）、系統図及び各種計算書等は不要とする。

一 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書又は型式住宅部分等製造者認証書（戸建て住宅に係るものであって、日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4であり、かつ、一次エネルギー消費量等級が等級4又は5であるものに限る。）

二 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

（審査の委託）

第16条 知事等は、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る技術的審査を委託することができる。

（知事等以外の者の指示による申請書等の補正）

第17条 前条の規定により知事等が技術的審査を委託した場合において、当該委託をした後に、計画書、又はその添付書類に関して補正を要する事項が明らかとなった場合は、知事等は、当該事項の補正を、委託を受けた者の指示により行わせることができる。

（その他）

第18条 前条までの規定により難しい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

<用語の解説>

建築物省エネ法	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）
旧省エネ法	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
省エネ性能	建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 2 号のエネルギー消費性能
省エネ基準	建築物省エネ法第 2 条第 1 項第 3 号で定める建築物エネルギー消費性能基準（適合性判定、届出、基準適合認定・表示に適用される基準）
旧省エネ判断基準	旧省エネ法第 73 条第 1 項に基づく「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）
誘導基準	建築物省エネ法第 35 条第 1 項第 1 号の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（性能向上計画認定・容積率特例に適用される基準）
BEI	設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したもの
省エネ計画	建築物省エネ法第 12 条第 1 項特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画（建築物エネルギー消費性能確保計画）
届出に係る省エネ計画	建築物省エネ法第 19 条エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
建築物エネルギー消費性能向上計画	建築物省エネ法第 34 条エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画
新築	建築物の存しない土地の部分（更地）に建築物を造ることなど増築、改築及び移転のいずれにも該当しないものをいう。
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。
増築	1 つの敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること（床面積を追加すること）をいう。建築物省エネ法では別棟で造る場合は、同一敷地内であっても新築として扱うこととする。
特定建築物	建築物省エネ法第 11 条第 1 項 非住宅部分の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模（300 m ² ）以上である建築物。
特定建築行為	建築物省エネ法第 11 条第 1 項 下記①～③いずれかの建築行為をいう。 ① 特定建築物の新築 ② 特定建築物の増改築（非住宅部分の増改築の規模が政令で定める規模（300m ² ）以上であるものに限る。） ③ 特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上（300m ² ）であるものであって、当該建築物が増築後において特定建築物となる場合に限る。）
特定増改築	建築物省エネ法附則第 3 条の特定建築行為に該当する増改築のうち「非住宅に係る増改築部分の床面積の合計」の「増改築後の非住宅に係る延べ面積」に対する割合が一定（1/2）の範囲内である増改築をいう。適合義務・適合性判定の対象外となり、届出の対象となる
登録省エネ判定機関	建築物省エネ法第 15 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」
登録省エネ評価機関	建築物省エネ法第 24 条第 1 項の「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」
所管行政庁	建築物省エネ法第 2 条第 5 号の「所管行政庁」
建築主事	建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の「建築主事」
指定確認検査機関	建築基準法第 77 条の 21 第 1 項の「指定確認検査機関」
モデル建物法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める計算方法
標準入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建築物に設ける全ての室単位で床面積や設置設備機器等の入力を行う方法をいう。
主要室入力法	基準省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める計算方法で、建物用途に応じた主要な室に係る設置設備機器等のみの入力を行う方法をいう。

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定による
特定建築物に係る命令書

建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第1項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更）の提出年月日
年 月 日
2. 建築主の氏名
3. 建築物の名称及び所在地
4. 命ずる措置
5. 回答の期限

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定による
住宅部分に係る指示書

提出者 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記による届出に係る計画（住宅部分にかかる部分に限る）は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第1項の規定により下記のとおり指示します。

記

1. 提出年月日 年 月 日

2. 提出者の氏名

3. 建築物の名称及び所在地

4. 建築物の概要

（理由）

（指示の内容）

（備考）

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定による
住宅部分に係る命令書

提出者 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記の建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分に係る部分に限る。）について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第16条第2項の規定により、是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 提出年月日 年 月 日
2. 提出者の氏名
3. 建築物の名称及び所在地
4. 命ずる措置
5. 回答の期限

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第1項の規定による
特定建築物に関する報告を求める旨の通知書

建築主等 様

所管行政庁

〇〇振興局長 印

下記の特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第17条第1項の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、同法の規定により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更）の提出年月日
年 月 日
2. 建築主等の氏名
3. 建築物の名称及び所在地
4. 報告を求める内容
5. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

特定建築物状況報告書

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

報告者住所
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第17条第1項の規定により、報告の求めのあった下記特定建築物の状況について、長崎県建築物のエネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領第7条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

1. 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更）の提出年月日
年 月 日
2. 建築物の名称及び所在地
3. 建築主等の氏名
4. 報告の内容

※ 受付欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 「4. 報告の内容」は別紙とすることができます。

第6号様式（第8条関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書

（第一面）

年 月 日

所管行政庁長

〇〇振興局長 様

建築主氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能に関する法律施行規則第3条に該当する軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

(1) 建築物等の名称	
(2) 建築物等の所在地	
(3) 省エネ適合判定年月日・番号	
(4) 変更の内容	
<input type="checkbox"/> A 省エネ性能が向上する変更 <input type="checkbox"/> B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更 <input type="checkbox"/> C 再計算によって基準適合が明らかな変更（計画な抜本的な変更を除く）	
(5) 備考	
(注意) 1. この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してください。 2. (4) 変更の内容において、Aにチェックした場合には第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその申請に要した図書を添付してください。	受付欄

(第二面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

- ① 建築物高さもしくは外周長の減少
- ② 外壁、屋根もしくは外気に接する床の面積の減少
- ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
- ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
- その他 ()

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第三面)

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前の BEI = () ≤ ()

・変更となる設備の概要

空気調和設備
変更内容記入欄

機械換気設備
変更内容記入欄

照明設備
変更内容記入欄

給湯設備
変更内容記入欄

太陽光発電
変更内容記入欄

・添付図書等

(注意) 変更となる設備は、該当するものすべてにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

【空気調和設備関係】

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加 かつ窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

外壁の平均熱貫流率について 5%を超えない増加の確認

変更内容 断熱材種類 断熱材厚み
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

窓の平均熱貫流率について 5%を超えない増加

変更内容 ガラス種類 ブラインドの有無
変更する方位 全方位 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率
変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 熱源機器の平均効率について 10%を超えない低下

平均熱源効率 (冷房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

平均熱源効率 (暖房平均 COP)

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減
変更前・変更後の平均熱源効率
変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第三面 別紙)

【機械換気設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 送風機の電動機出力について 10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について 5%を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

【照明設備関係】

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 単位面積あたりの照明器具の消費電力について 10%を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の単位面積あたりの消費電力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第三面 別紙)

【給湯設備関係】

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

湯の使用用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の平均効率

変更前 () 変更後 () 減少率 () %

【太陽光発電関係】

下表掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更。

(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2%を超えない減少

変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量
変更前 システム容量の合計値 ()
変更後 システム容量の合計値 ()
変更前・変更後のシステム容量減少率 () %

(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更

パネル番号 ()
パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更
パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

パネル番号 ()
パネル方位角 30 度を超えない変更 () 度変更
パネル傾斜角 10 度を超えない変更 () 度変更

第7号様式（第9条関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

所管行政庁 ○○振興局長 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

1. 適合判定通知書番号 第 号
2. 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
3. 適合判定通知書交付者
4. 建築物の名称及び所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

第8号様式（第9条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築物の名称及び所在地
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

省エネ基準工事監理報告書

様

年 月 日

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

工事監理者

物件概要

建 築 主	
工 事 名 称	
敷 地 の 地 名 地 番	

報告内容 (以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項 目	報 告 事 項	照合を行った 設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 断熱材の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況 (ブラインドボックス、庇の設置状況を含む)		A・B・C ・ ・	適・不適
2. 空調調和設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑥ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 送風量制御の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C ・ ・	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
7. 太陽光発電設備	太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
2. 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会い確認 C: 施工計画書等・試験成績書等による確認

省エネ基準工事監理報告書

年 月 日

様

工事の監理状況を報告します。
この監理報告書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者

物件概要

建築主	
工事名称	
敷地の地名地番	

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 外皮	① 外壁等を構成している建材の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 窓の仕様、設置状況(ブラインドボックス、庇の設置状況を含む)		A・B・C . .	適・不適
2. 空調設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 冷暖同時供給の有無		A・B・C . .	適・不適
	③ 熱源機器に係る台数制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	④ 蓄熱システムの仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑤ 2次ポンプの仕様(流量制御方式を含む)、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑥ 2次ポンプの変流量制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑦ 2次ポンプに係る台数制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑧ 空調機の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑨ 空調機ファンの変風量制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑩ 予熱時外気取入れ停止制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑪ 外気冷房制御の有無		A・B・C . .	適・不適
	⑫ 全熱交換器の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	⑬ 全熱交換器のバイパス制御の設置状況		A・B・C . .	適・不適
3. 換気設備	① 換気設備(換気代替空調機を含む)の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 換気設備に係る各種制御(換気代替空調機を含む)の設置状況		A・B・C . .	適・不適
4. 照明設備	① 照明器具の消費電力、台数および取付状況		A・B・C . .	適・不適
	② 各種制御の設置状況 【在室検知制御・タイムスケジュール制御・初期照度補正制御・明るさ検知制御】		A・B・C . .	適・不適
5. 給湯設備	① 熱源機器の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② 給湯配管の保温の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	③ 節湯器具の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	④ 太陽熱利用設備の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
6. 昇降機設備	昇降機の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
7. 太陽光発電設備	① 太陽光発電の仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
	② パワーコンディショナの仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適
8. コージェネレーションシステム	コージェネレーションシステムの仕様、設置状況		A・B・C . .	適・不適

【注意】

- 本様式は、「標準入力法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 計算対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
- 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
A:目視による立会い確認 B:計測等による立会い確認 C:施工計画書等・試験成績書等による確認

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
届出に係る指示書

建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記による届出に係る計画は、建築物のエネルギー消費性能基準に適合せず、下記の理由により当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認められますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 19 条第 2 項の規定により下記のとおり指示します。

記

1. 届出年月日 年 月 日

2. 建築物の名称及び所在地

3. 建築物の概要

（理由）

（指示の内容）

（備考）

〇〇第 号
年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定による
届出に係る命令書

建築主 様

所管行政庁
〇〇振興局長 印

下記の届出に係る計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第19条第3項の規定により、是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 届出年月日
年 月 日
2. 建築主の氏名
3. 建築物の名称及び所在地
4. 命ずる措置
5. 回答の期限

（教示）

- 1 この処分に対して不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

届出建築物状況報告書

年 月 日

所管行政庁
〇〇振興局長 様

報告者住所
氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第21条第1項の規定により、報告の求めのあった下記建築物の状況について、長崎県建築物のエネルギー消費性能適合性判定等に係る事務処理要領第14条の規定に基づき、以下のとおり報告します。

記

1. 届出年月日 年 月 日
2. 建築物の名称及び所在地
3. 建築主等の氏名
4. 報告の内容

※ 受付欄	※ 決 裁 欄
年 月 日	
第 号	
係員氏名	

- 注意 1 ※印の欄には、記入しないでください。
2 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3 「4. 報告の内容」は別紙とすることができます。